



福岡県医発第395号(地)
平成22年 5月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部の改正する件の公布について

標記の件につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第6条第23項に基づき人を発病させるおそれがほとんどないものとして、インフル
エンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限
る。) rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 [R] 6+2 (163222)、イン
フルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるもの
に限る。) rg A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R] 6+2 (163243)、インフル
エンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限
る。) A/Anhui/01/2005 (H5N1) (Anhui01/PR8-RG5)を指定し、平成22年4月
15日から適用される旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管
部(局)長等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区
医師会等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ11)

平成22年4月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保 坂 シゲリ

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部の改正する件の公布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第23項に基づき人を発病させるおそれがほとんどないものとして、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05 [R] 6+2（163222）、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）rg A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R] 6+2（163243）、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Anhui/01/2005（H5N1）（Anhui 01/PR8-RG5）を指定し、平成22年4月15日から適用される旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成22年 4 月15日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部の改正する件の公布について(周知依頼)

平素より病原体等の適切な管理について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添のとおり地方自治体宛に通知しましたのでお知らせいたします。



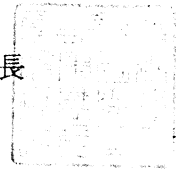
健感発0415第1号
平成22年4月15日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」が本日、厚生労働省告示第191号をもって公
布され、本日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、ご了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏ないようにお願いします。

記

1 改正の内容

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10
年法律第114号。）第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるお
それがほとんどないものとして、新たにインフルエンザウイルスA属イ
ンフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）
rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2（163222）、インフ
ルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1
であるものに限る。）rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2（163243）

及びインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。)A/Anhui/01/2005(H5N1)(Anhui01/PR8-RG5)を指定したこと。

- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)に基づくその他所要の改正を行ったこと。

2 適用期日

平成22年4月15日から適用する。

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） 第2 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1・2 （略） 第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） 7 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2（163222）</u> 8 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2（163243）</u> 9 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Anhui/01/2005（H5N1）（Anhui01/PR8-RG5）</u> 10～18 （略）	第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） 第2 法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1・2 （略） 第3 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） （新設） 7～15 （略）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○犯罪捜査規範の一部を改正する規則
（国家公安委三）

〔告示〕

○原戸籍の一部が滅失した件
（法務一八二）

○国立ラ・モリーナ農業大学研究機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二五）
○第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一六）

○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二七）
○結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同二一八）

○カメルーン共和国における「コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二一九）

○万国郵便連合憲章の第六追加議定書のボスニア・ヘルツェゴビナによる批准等に関する件（同二二〇）
○西インド諸島大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の書簡の交換に関する件（同二二一）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一二二）
○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物の公表を行う件（厚生労働一八九）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（同一九〇）
○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同一九一）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件（農林水産六一五）
○地すべり防止区域を指定する件（同六一六）

○保安林の指定を解除する件（同六一七、六一八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六一九）

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業九四）
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通三七六、三九三）

○平成二十年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件（環境三四）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛七一）

○都市計画に関する件

（東北地方整備局一〇二）

○道路に関する件

（関東地方整備局二二四、二二五）

○道路に関する件

（北陸地方整備局八二、八三）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局一三〇、一三一）

○道路に関する件
（北海道開発局六一、六二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

事務所の廃止（海上保安庁）

事務所の設置（同）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係

裁判所

準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

文部科学省共済組合定款の一部変更関係

会社その他

NPO 法人ハッピーマン	福岡県福岡市中央区天神四丁目一番二四号東洋天神ビル四F	大野 真司	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで
特定非営利活動法人ふるさと東京を考える実行委員会	東京都江戸川区中葛西六丁目七番一、二、三ビツグパン株式会社内	関口 雄三	平成二十二年四月十六日から平成二十七年四月十五日まで

二 別表特定非営利活動法人きょうとグリーンファンドの項中「平成二十二年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

○厚生労働省告示第百八十九号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年四月十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

品名又は品目	名 称	冊 数	注 記
わた	除草剤グリホサート毒性ワタGHB64系統と除草剤グリホサート毒性ワタL6Cotton25系統を掛け合わせた品種	八	バイオクロップサイエンス株式会社

○厚生労働省告示第百九十号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
宮崎大学農学部植物生産環境科学科食品衛生コース	平成二十二年二月三日
宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	
宮崎大学農学部海洋生物環境科学科食品衛生コース	
宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	
宮崎大学農学部畜産草地科学科食品衛生コース	
宮崎県宮崎市学園木花台西一丁目一番地	
九州産業大学工学部物質生命化学科食品衛生管理者等任用資格コース	
福岡県福岡市東区松香台二丁目三番一号	

○厚生労働省告示第百九十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十一項から第二十三項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

第1中「第6条第20項」を「第6条第21項」に改める。
第2中「第6条第21項」を「第6条第22項」に改める。
第3中「第6条第22項」を「第6条第23項」に改め、15を18とし、7から14までを三ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7 インフルエンザウイルスA型（インフルエンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。））
8 インフルエンザウイルスA型（インフルエンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。））
9 インフルエンザウイルスA型（インフルエンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。））
A/Anhui/01/2005 (N5H1) (Anhui 01/P8-RG5)

○農林水産省告示第百六十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第二項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十五日

農林水産大臣 赤松 広隆

- 登録年月日及び登録番号
平成二十二年三月三十一日 第二十六号
登録外国認定機関の名称及び住所
ワンサート株式会社 アメリカ合衆国 ネブラスカ州 リンカン市 Bストリート 二千六百の一
登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1) 認定を行う区域
外国
(2) 認定を行う事業所の所在地
アメリカ合衆国 ネブラスカ州 リンカン市 Bストリート 二千六百の一
- 農林水産省告示第百六十六号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十二年四月十五日
農林水産大臣 赤松 広隆

H5N1